

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属) 新潟大学農学部 教授
	(氏名) 関島 恒夫
聴取日	令和 8 年 8 月 28 日 (金)
聴取者	環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 西山 室長補佐 環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 岡野 審査官 環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 齊藤 審査官
要領 2. (3) 利害関係者の除外	
・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 <div style="text-align: right;">利害関係 有 ・ 無</div>	
要領 2. (4) 秘密保持の承諾	
・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。 <div style="text-align: right;">承諾 ・ 非承諾</div>	
<関係委員意見概要>	
チュウヒについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年連続で確認されていることは、偶発的に飛来しているのではなく、対象事業実施区域を継続利用していることを示唆している。 ・ 5 月に飛翔が確認されているが、5 月は抱卵に入っている時期であるため、渡りの飛翔とは考えられず、繁殖の可能性がある。 ・ 4 月、5 月の繁殖の早い段階では、比較的高い高度（高度 100m 程度）をディスプレイ飛翔する。 ・ オス・メスのペアでの飛翔を確認できず、オスのみ、メスのみの確認であっても繁殖行動の可能性を否定できない。 ・ 石狩川下流域の既存の繁殖地から約 10km 離れているのであれば、この距離を往復利用する可能性は低い。対象事業実施区域周辺で繁殖している可能性を検討すべき。 ・ 4～5 月は最も敏感な時期である。調査員が車外へ出て観察していた場合、定点観測地点が飛翔地点に近接していることも踏まえると、繁殖個体に対する攪乱が生じた可能性は大いにある。これにより 6 月以降に繁殖活動を止めてしまった可能性がある。このため、調査方法も含めて、チュウヒに詳しい専門家に意見聴取しながら、繁殖状況について追加調査すべき。

<p>オジロワシについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖期において、ディスプレイ、警戒行動、餌運搬等を含む飛翔が確認されている以上、繁殖していないとは言えない。現段階で繁殖していないと結論づけることは困難である。繁殖行動への影響の程度については、風車群と営巣地の位置関係、例えば風車群の外側か内側か等により、変わる可能性がある。 ・既存事例を踏まえると、カメラを用いた衝突検知システム単独では、オジロワシのバードストライクに対する十分な環境保全措置とは評価できない。 ・オジロワシのバードストライクが多数生じている既存の風力発電所の状況を踏まると、主要な渡りのルート上や予測衝突数の高い場所一帯に風車を設置した場合は、バードストライクが起これば考えるべき。 ・漁港周辺は重要な採餌場所となる。海岸段丘地形による上昇気流が発生し、採餌後に旋回上昇しながら対象事業実施区域へ侵入する可能性がある。 ・漁港に近い場所、飛翔行動が多数確認されている比較的標高の低い場所、対象事業実施区域内で年間衝突予測数が相対的に高い場所とその周辺は設置取りやめ又は設置変更をしなければバードストライクが起きる可能性が高い。特に1～6号機などは配置変更又を検討すべきであると考ええる。
<p>オオワシについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間予測衝突数は、著しく高いという値ではない。 ・オオワシはオジロワシに比べると、衝突実績は少なく、オジロワシより衝突リスクは低いと考える。
<p>環境保全措置について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレード塗装、シール貼付について鳥類に対する保全措置として有効であるか否かは、専門家の間で見解が分かれている。 ・渡りによるバードストライクの可能性が高ければ、渡りの時期に稼働調整をすることは有効であると考ええる。 ・渡り鳥については、文献・現地調査及び地元の住民へのヒアリングにより、事業地周辺の渡りの主要な飛翔経路と渡りのピークの時期を把握したうえで、主要な飛翔経路外に風車を設置する、渡りの時期に稼働停止することは有効であると考ええる。
<p>事後調査について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査と同じ定点において、複数年実施すべき。調査時期は事後調査で確認する内容に応じて、検討すべき。